

平成 25 年 2 月 28 日

各 位

株式会社 みなと銀行

特定規模電気事業者（新電力）との契約締結について

株式会社みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、安定的な電力確保と省エネルギーへの取組として、特定規模電気事業者（新電力）と電力売買契約を締結し、4 月 1 日（月）より電力受給を開始しますのでお知らせします。

本店ビル及び電力自由化対象（業務用高圧電力契約）の営業店において「新電力」との契約により、電力供給元の分散化を行います。また、契約する「新電力」は環境負荷の小さい天然ガス（LNG）を中心として、太陽光、水力、風力、バイオマス等自然エネルギーを最大限に活用しており、本契約により年間約 39 t のCO₂削減効果があります。契約店には自動検針装置が設置され、使用電力量を 30 分間隔で把握することが可能となり、使用最大電力の抑制や節電を推進してまいります。

上記に併せ、昨年 7 月に導入した「BEMS」（ビル・エネルギー管理システム）を 17 か店に追加設置することにより、使用電力の『見える化』を図り、また、電力逼迫時には空調設定を冷房から送風に切り替える自動制御を行うことで更に使用最大電力と使用電力の削減を行います。（使用最大電力の削減効果△10%）

みなと銀行は、今後も省エネルギーや節電に対する取組を積極的に行ってまいります。

記

1	受給開始時期	平成 25 年 4 月 1 日（月）
2	契 約 先	株式会社 エネット（東京都港区芝公園二丁目 6 番 3 号） 出資会社：株式会社 N T T ファシリティーズ、東京ガス株式会社、 大阪ガス株式会社
3	対 象	本店ビル及び営業店 65 か店
4	導 入 効 果	・ CO ₂ 削減効果 年間 39 t ※環境省が公表する 23 年度 CO ₂ 排出係数により算出 ・ 電気料金削減効果 年間約 23 百万円

特定規模電気事業者（新電力）とは

電力供給を事業とする会社のうち、一般電気事業者（関西電力等）には該当せず、50kW 以上の高圧電力の需要家を対象に電力の小売り供給を行う事業者。一般電気事業者の電線網を通じて電力供給を行っている。

電力の規制緩和による「電力自由化」に基づき可能となった業態。

以 上

本資料に関するお問い合わせ先
企画部 調査広報室 久保田 TEL 078-333-3247